

## 埼玉県一時生活支援事業実施要綱

### 1 事業目的

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活が営めるようにし、新たな住居が確保できるよう支援する。

### 2 実施主体

埼玉県（ただし、この事業を実施可能な民間事業者に委託することができる。）

### 3 事業内容

#### (1) 支援対象者

一定の住居を持たない生活困窮者で、次のア又はイのいずれかに該当する者とする。

ア 次の(ア)及び(イ)いずれにも該当する者

(ア) 本事業の利用を申請した日の属する月における収入の額（同一の世帯に属する者の収入を含む。）を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

(イ) 申請日における金融資産の額（同一の世帯に属する者の所有する金融資産を含む。）が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること。

イ 緊急性等を勘案し、県福祉事務所が本事業による支援が必要と認める者

なお、いずれの場合も「埼玉県生活困窮者自立支援法に係る支援調整会議及び支援決定実施要領」に基づき県福祉事務所の支援決定を受けた者とする。

#### (2) 支援内容

ア 支援対象者に対し宿泊場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与するなど日常生活上必要なサービスを提供する。

イ 保健所又は町村保健センターと連携して支援対象者に健康相談を行うとともに、医療等が必要な場合は県福祉事務所と十分に連携し生活保護の適用を検討する。

ウ 支援対象者に対する相談支援、居宅移行支援、就労支援などの支援は、一時生活支援員及び自立相談支援事業の就労支援員が行うものとし、本事業の利用については、自立相談支援機関が作成するプランに記載するものとする。

### (3) 利用期間

本事業の利用期間は原則として3か月以内とする。

ただし、本人に対するアセスメントの状況を踏まえ、県福祉事務所が必要と認める場合は、6か月を超えない範囲内で県福祉事務所が定める期間とすることができる。

### (4) 宿泊場所の供与を行う施設

ア 宿泊場所の供与を行う施設（以下、「一時生活支援施設」という。）は、アパート、借家又は宿泊施設等の借上げにより提供する。

イ 一時生活支援施設の管理・運営は、一時生活支援員が行う。

ウ 一時生活支援施設の利用・管理等に関する規定は別に定める。

## 4 留意事項

(1) 事業の実施に当たっては、「一時生活支援事業の手引き」（平成27年3月6日社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を踏まえるものとする。

(2) 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、利用者に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談センターや婦人保護施設等の関係施設とも十分連携するものとする。このほか、利用者の特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対し配慮するものとする。

(3) 関係機関と個人情報共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱について適切な手続を踏まえるものとする。

(4) 本事業の実施に当たっては、本人の状況に応じて、適切に就労準備支援事業等につなげることができるよう、自立相談支援機関との連携を図ること。また、本人の状況に応じて、適切に生活保護につなげることができるよう、自立相談支援機関とともに福祉事務所とも連携を図ること。

なお、本事業と自立相談支援事業を一体的に実施し、利用者の就労促進のため、公共職業安定所による職業相談の実施等に当たって連携を図ること。

#### 附 則

この要綱は平成27年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は平成31年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は令和4年4月1日から適用する。